

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このリーフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み

市民交通傷害保険普通保険約款に区民交通傷害保険特約・自転車および車いすによる賠償責任補償特約(自転車賠償責任プランのみ)・被害事故補償特約をセットしたものです。

■保険契約者

港区

■保険期間

令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時までの1年間となります。ただし中途加入は、お申込みの翌月1日から令和8年3月31日までです。

■お手続き方法

P.2の加入方法と申込期間をご確認ください。

■引受条件(保険料、保険料払込方法等)

●加入対象者

保険開始時点で港区に住所のある方および在勤者・在学者ならごなでも加入でき、年齢や職業による制限はありません。

同一被保険者につき、一人一口の加入になります。

他区で区民交通傷害保険に加入の場合は、重複して加入できません。複数口の加入が確認された場合、無効になります。

●被保険者(加入方法ごとに以下となります。)

・加入申込書の「保険加入者氏名」欄に記入されている方となります。

・WEB専用サイトの申込手続画面で「お名前」欄に入力された方となります。

●中途加入

保険期間の中途でのご加入は、WEB専用サイトで、令和7年4月1日(火)から令和8年1月31日(土)まで受付をしています。その場合の保険期間は、受付日の翌月1日から令和8年3月31日午後12時までとなります。

●中途脱退

この保険から脱退(解約)される場合は、区の区民交通傷害保険窓口にご連絡ください。

●保険料払込方法

P.2の加入方法と申込期間をご確認ください。

■満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

コースの種類と保険料(保険料は掛捨て)。(保険期間1年間)

次の7つのコースから1つのコースを選んでご加入ください。

※複数のコースへのご加入はできません。

※全コースに被害事故補償(最高保険金額600万円)を自動セットします。

コース	補償内容	(参考)年額保険料	最高保険金額
XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,500円	35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	2,200円	150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	3,000円	350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	4,300円	600万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
A	区民交通傷害Aコース	1,200円	150万円(交通傷害)
B	区民交通傷害Bコース	2,000円	350万円(交通傷害)
C	区民交通傷害Cコース	3,300円	600万円(交通傷害)

※中途加入の場合、保険開始日により保険料が異なります。WEB専用サイトに表示される保険料をご確認ください。

著しく保険金請求の頻度が高いなど、公平性を逸脱する極端な保険金請求があった場合には、次回以降の継続加入をお断りしたり、加入タイプを制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容

【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

1. 保険金をお支払いする主な場合

<区民交通傷害>

日本国内・国外を問わず、次の①～③のいずれかに該当する交通事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

① 搭乗している車両の衝突、つい落、転覆、火災、爆発等

② 搭乗している車両からの転落

③ 車両に搭乗していない場合の運行中の車両との衝突、接触等

車にはねられた	歩行中自転車とぶつかりケガをした	車を運転中にぶつかりケガをした
自転車で転倒してケガをした	自転車搭乗中に自動車と接触してケガをした	車が衝突しケガをした

①～③に該当しない場合、保険金のお支払いはできません。

お支払いできない例:

●歩行中の単独による転倒 ●駅の改札内や階段で転倒

●バスや電車に搭乗中、車内で転倒

●自転車搭乗中、転倒しなかったが手足を痛めた

●身体障がい者用車椅子に搭乗中、屋内で転倒

※事故場所が自宅、病院、福祉施設、百貨店等の場合は屋内であるため、交通事故とは判断できず、対象外

※一方、事故場所が「道路」ないしは「道路に準ずべき場所」において生じた場合は対象

●お支払いする主な保険金

(1) 死亡保険金:

事故によりケガをされ、亡くなられたとき(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに医療保険金のお支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

(2) 後遺障害保険金:

事故によりケガをされ、重度後遺障害を永久に残した場合(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害が生じた場合)、保険金額の全額をお支払いします。

ただし、すでに医療保険金のお支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

(3) 医療保険金:

事故によりケガをされ、医師の治療を受けた場合は、その治療期間に対し、次の区分による金額を医療保険金として被保険者にお支払いします。(治療費等、実費のお支払いではありません。)